

一般会計予算決算常任委員会
総務文教分科会記録

平成29年10月27日

【開催日】 平成29年10月27日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後1時11分

【出席委員】

| | | | |
|------|--------|-------|-------|
| 分科会長 | 河野 朋子 | 副分科会長 | 伊場 勇 |
| 委員 | 笹木 慶之 | 委員 | 高松 秀樹 |
| 委員 | 長谷川 知司 | 委員 | 宮本 政志 |
| 委員 | 森山 喜久 | | |

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

| | | | |
|----|------|-----|-------|
| 議長 | 小野 泰 | 副議長 | 矢田 松夫 |
|----|------|-----|-------|

【執行部出席者】

| | | | |
|------|-------|-------------|-------|
| 副市長 | 古川 博三 | 総合政策部長 | 川地 諭 |
| 財政課長 | 篠原 正裕 | 選挙管理委員会事務局長 | 亀田 政徳 |

【事務局出席者】

| | | | |
|----|------|------|--------|
| 局長 | 中村 聡 | 議事係長 | 中村 潤之介 |
|----|------|------|--------|

【審査事項】

- 承認第4号 平成29年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）に関する専決処分について（財政）

午後1時開会

河野朋子分科会長 それでは、ただいまから一般会計予算決算総務文教分科会を開会いたします。よろしく願いいたします。審査内容、承認第4号について、執行部の説明をお願いいたします。

亀田選挙管理委員会事務局長 平成29年度山陽小野田市一般会計補正予算第4回につきまして、御説明をいたします。今回の補正は、去る9月28

日に衆議院が解散したことに伴い、同日総務省から第48回衆議院議員総選挙の執行につきまして、選挙の公示を10月10日火曜日、選挙の期日を10月22日日曜日とする旨の通知がありました。また、最高裁判所裁判官国民審査法により、衆議院議員総選挙に併せて、第24回最高裁判所裁判官国民審査も行われますことから、これらの選挙及び国民審査に係る準備をはじめとする選挙の執行経費につきまして、早急に予算措置を行う必要がありました。以上のことから、必要となります経費につきまして、平成29年9月28日に専決処分を行いました。つきましては、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細について御説明いたします。まず、歳出予算から御説明いたします。7ページから8ページを御覧ください。まず、2款総務費、4項選挙費、6目衆議院議員選挙費、1節、報酬は期日前投票及び当日投票における投票立会人、開票管理者及び開票立会人、病院等の施設における不在者投票の外部立会人への報酬として124万7,000円を計上しております。3節、職員手当等は、投・開票事務従事者及び事務局職員の時間外勤務手当等として1,310万9,000円。7節、賃金は当日投票所の臨時職員賃金として103万2,000円。8節、報償費はポスター掲示場を設置する場所の地権者等に対する謝礼として4万5,000円。11節、需用費は選挙事務関係消耗品費、啓発街宣車用ガソリン代、投票所入場券印刷費等として228万4,000円。12節、役務費は投票所入場券郵送料及び選挙機器点検整備費等として212万円。13節、委託料は公営ポスター掲示場設置業務、選挙公報等配布業務、期日前投票所等への人材派遣業務等の委託料として667万7,000円。14節、使用料及び賃借料は投票箱送致用タクシー代並びに公営ポスター掲示場及び投票所施設等会場の借上料として179万2,000円。18節、備品購入費は交付機等の購入費として299万2,000円といたしました。次に、5、6ページを御覧ください。ただいま、説明した歳出予算に充てる特定財源として14款国庫支出金、3項委託金1目総務費委託金、3節国会議員選挙費国庫委託金を3,129万

8,000円増額しました。歳出予算の衆議院議員選挙費は、全額この委託金で賄われるものです。以上で、説明を終わります。

河野朋子分科会長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。よろしいですか。

高松秀樹委員 結構さらっと説明しましたね。まず、備品購入費のところの選挙用機具費。交付機何ておっしゃいましたかね。交付機何とかって説明があったやつです。

亀田選挙管理委員会事務局長 備品購入費は、交付機等の購入費として計上しております。

高松秀樹委員 ということは、備品購入費なので、何か物を買ったということですよ。これは、290万ですから入札か何かで買われたということではないのですか。物を買ったのでしょうか。

亀田選挙管理委員会事務局長 入札にかかる時間はございませんでしたが、複数の業者から見積りを徴し、購入しております。

高松秀樹委員 それと同じような質問になるのですが、ポスター掲示場設置委託料。これ、ちょっと内訳を教えてください。

亀田選挙管理委員会事務局長 ポスター掲示場を設置及び撤去、期間中にその掲示場の点検、そういったものを含む業務として計上しております。

高松秀樹委員 ということは、従来の選挙どおり、まず掲示場のボードのレンタル、そして設営・撤去費を一括でここに挙げてらっしゃるということですね。今まで、ここの説明部分は分けて書いていらっしゃったと思うのですが、何で一緒に書かれたのか。そして、入札のいとまがないので

恐らく随意契約されたと思うのですが、それは先ほどの説明と同じように数社から取られたと。結果、市内業者が取ったのか市外業者が取ったのか教えてください。

亀田選挙管理委員会事務局長 まず1点目といたしまして、委託料の中に含まれる設置業務委託料につきましては、先ほど申し上げましたとおりポスター掲示場の設置及び撤去に係る業務としてのみです。ポスター掲示場のレンタル料につきましては、14節使用料及び賃借料の物品借上料のほうに含まれております。続きまして、業者の指定につきましては、今回のポスター掲示場の業者につきましては、1番良かったのは直近に市議選がございましたので、市議選で行う業者にそのまま引き継いでお願いするという形が最も良かったのですが、残念なことにこちらの予算が専決される前に、要するうちに貸出しするポスター掲示場がないというふうなことで断られました。したがって、別の業者を探しまして、そちらの業者から今回借入れしております。これにつきましては、県外の業者です。

河野朋子分科会長 よろしいですか。今の件はよろしいですね。

笹木慶之委員 ちょっと審議の方法を確認したいと思いますが、これは予算の専決でしょ。事業後のことまで聞いていいのですか。予算についての審議でしょ。ということに限定して話をしないと、部分的には事後の問題、いわゆる実施後の問題も入ってきますが、いいのですか。

河野朋子分科会長 今回、この承認ということで考えた場合、それからこの選挙が予定外にあってこの専決になったということ踏まえて、委員長としては、あえて質疑があればというふうに展開していこうと思ったわけですけど、今の御指摘はもっともであって、その辺りも含めて皆さん質疑をしていただきたいと思いますので、あえてそれで質疑があれば受けませんが、もうよろしいですか。

笹木慶之委員 もう1回言っておきます。今言ったようなことについては、決算のときにやることであって、この専決で触れる部分ではないのではないかなと思うので、あえて申し上げておきます。

河野朋子分科会長 はっきり申し上げれば、そういうところもあって質疑を受けましたが、今後こういった選挙については改めてきちんと予算に組まれたり、決算で数字が上がったりすることが出てきますので、今のようなことについてその中でしていくべきではないかなと思っておりますので、そのように計らっていただきたいと思います。それを踏まえて質疑があれば受けますが、よろしいですか。質疑はなしとしてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質疑がないということで、総務文教分科会については閉会いたします。お疲れ様でした。

午後1時11分散会

平成29年10月27日

一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会長 河野朋子